

## 令和6年由仁町議会第1回定例会 第1号

令和6年3月5日（火）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、令和5年度定例監査報告
- 4 行政報告
- 5 総務産業 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
常任委員会  
報告第 1号  
(令和6年  
第2回臨時会  
議案第 1号)
- 6 総務産業 第七次由仁町総合計画基本構想について  
常任委員会  
報告第 2号  
(令和6年  
第2回臨時会  
議案第 2号)
- 7 議案第 1号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について
- 8 議案第 2号 令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 9 議案第 3号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 4号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 5号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 12 議案第 6号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 13 議案第 7号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について
- 14 令和6年度町政執行方針
- 15 令和6年度教育行政執行方針
- 16 議案第 8号 由仁町中小企業等振興基本条例の制定について
- 17 議案第 9号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第10号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条

例の制定について

- 19 議案第11号 公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第12号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第13号 由仁っ子医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第14号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 23 議案第15号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第16号 由仁町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第17号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 26 議案第18号 令和6年度由仁町一般会計予算について
- 27 議案第19号 令和6年度由仁町国民健康保険事業特別会計予算について
- 28 議案第20号 令和6年度由仁町介護保険事業特別会計予算について
- 29 議案第21号 令和6年度由仁町後期高齢者医療特別会計予算について
- 30 議案第22号 令和6年度由仁町水道事業会計予算について
- 31 議案第23号 令和6年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計予算について
- 32 議案第24号 令和6年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計予算について
- 33 議案第25号 令和6年度由仁町農業集落排水事業会計予算について
- 34 議案第26号 財産の無償貸付けについて
- 35 一般質問
- 36 会議案第1号 閉会中の所管事務調査について
- 37 会議案第2号 議員派遣について
- 38 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（8名）

|    |    |       |     |    |       |
|----|----|-------|-----|----|-------|
| 議長 | 9番 | 後藤篤人君 | 副議長 | 8番 | 早坂寿博君 |
|    | 2番 | 加藤重夫君 |     | 3番 | 東貴之君  |
|    | 4番 | 大畠敏弘君 |     | 5番 | 野市裕司君 |
|    | 6番 | 佐藤英司君 |     | 7番 | 中村隆浩君 |

○欠席議員（1名）

1番 浮田孝雄君

○出席説明員

|   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 町 |   | 長 | 松 | 村 | 諭 | 君 |
| 副 | 町 | 長 | 田 | 中 | 利 | 行 |
| 教 | 育 | 長 | 石 | 井 |   | 洋 |
| 代 | 表 | 監 | 吉 | 田 | 弘 | 幸 |
| 総 | 務 | 課 | 河 | 合 | 高 | 弘 |
| 地 | 域 | 活 | 青 | 山 | 裕 | 志 |
| 住 | 民 | 課 | 中 | 道 | 康 | 彦 |
| 産 | 業 | 振 | 関 | 澤 | 和 | 之 |
| 保 | 健 | 福 | 野 | 島 |   | 健 |
| 建 | 設 | 水 | 岩 | 花 |   | 司 |
| 会 | 計 | 管 | 山 | 影 | 寿 | 幸 |
| 町 | 立 | 診 | 桐 | 越 | 佳 | 世 |
| 教 | 育 | 課 | 大 | 塚 | 郁 | 代 |
| 農 | 業 | 委 | 青 | 木 | 祐 | 次 |
|   | 員 | 会 |   |   |   | 君 |
|   | 事 | 務 |   |   |   | 君 |
|   | 局 | 長 |   |   |   | 君 |

○出席事務局職員

|   |  |   |   |   |   |   |
|---|--|---|---|---|---|---|
| 局 |  | 長 | 泉 | 陵 | 平 | 君 |
| 主 |  | 査 | 高 | 根 | 健 | 太 |
| 主 |  | 事 | 山 | 下 | 真 | 白 |
|   |  |   |   |   |   | 君 |

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は8名で、定足数に達しております。

よって、令和6年由仁町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 大島君、5番 野市君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

加藤君

○2番（加藤重夫君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告いたします。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、3月1日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

それでは、今定例会の付議事件等ではありますが、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として令和5年度各会計補正予算案7件、条例の制定案1件、条例の一部改正案9件、財産の無償貸付け1件、令和6年度各会計予算案8件の計26件であります。議会提出案件として常任委員会報告2件、会議案2件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計5件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、総務産業常任委員会報告第1号及び第2号は一括上程とし、また令和6年度各会計予算案、議案第18号から第25号を一括上程とし、その他の議案については単独上程といたします。なお、令和6年度各会計予算案については予算審査特別委員会を設置の上、同委員会へ付託し、休会中の審査といたします。令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての質問は、一般質問に含めて行うこととし、通告期日を3月7日正午とする。一般質問については、休会後の14日に行うことといたします。

本会議及び議事日程は、1日目、5日は日程第1から日程第34まで、2日目、14日は日程第35、一般質問のみでございます。最終日、21日は予算審査特別委員会報告並びに残りの日程とし、付議事件全般について審議した結果、今定例会の会期については3月5日から3月21日までの17日間とすることで意見の一致を見たところであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（後藤篤人君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月２１日までの１７日間とすることに決定いたしました。

#### ◎日程第３ 諸般の報告

○議長（後藤篤人君） 日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、１の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、２の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和６年１月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、３の令和５年度定例監査報告をいたします。監査委員から令和５年度定例監査結果報告書の提出がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

以上で日程第３、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第４ 行政報告

○議長（後藤篤人君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から一般行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和５年第４回定例会以降の行政事務についてご報告をいたします。

第１点目は、デマンドバスの運行状況についてであります。一昨年１０月から実証運行を実施しております由仁町デマンドバスは、夕鉄バスの路線廃止に伴い、昨年の１０月から平日に２便を追加し、土曜日、日曜日、祝日便として新たに２便を加え、実証運行を実施しているところであります。昨年１０月から本年２月末までの実績で利用者数は延べ１,５１６人、実人数で２０１人、１日平均の利用者は約１１人となったところであり、昨年同月の実績と比較しますと利用者数、実人数ともに約３倍、１日平均の利用者で約２倍とそれぞれ上昇したところであります。また、三川駅の利用者につきましては、延べ１５７

人、実人数で12人、1日平均の利用者は約2人となったところであります。なお、実証運行につきましては本年9月末を目途とし、10月からの本格運行に向け、これまで実施してきた試行的事業の運行内容を精査、検証するなど必要な準備に取りかかってまいります。

第2点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付ベースで2月末現在7,891件、1億4,237万円となっており、前年度同時期と比べますと件数では1,128件の減少、金額では約5万円の増加となっております。件数の減少につきましては、昨年の10月にふるさと納税の過度な返礼品競争を防ぐために行われた総務省の基準改正により、自治体が寄附を募るために使える経費が寄附額の5割以下となったこと、原材料や加工度合いなどの地場産品基準の厳格化により、寄附金額の引上げやこれまで対象であった返礼品が提供できなくなったその影響があったものと考えております。来年度におきましても協賛事業者にご協力をいただき、十分な返礼品を確保するとともに、ポータルサイトの追加をはじめとする積極的なPRにより寄附額の増額に努めてまいります。

第3点目は、由仁町農畜産物加工センターの休止についてであります。昨年9月、由仁町農畜産物加工センターの指定管理者であるそらち南農業協同組合から、利用件数の減少や施設の老朽化に伴う維持管理費用の増加など管理運営に係る負担が大きいことから、本年3月31日の指定管理期間満了をもって本業務から撤退する旨の申出がありました。これを受け、町では新たな指定管理者の募集を行いましたが、残念ながら応募はなく、指定管理による施設の継続ができなくなったところであります。また、町直営による運営についても人員の確保など困難であることから、4月以降の利用を休止することといたしました。現在の利用者の皆さんに対しましては説明会を開催し、今回の経過や対応について報告を行い、ご理解をいただいているところであり、施設の休止についても町広報3月号で周知しているところであります。なお、今後は施設の売却等も含め、その処分方法について検討してまいります。

第4点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和3年2月14日に国において特例承認されて以降、当町では同年4月30日からワクチン接種を開始したところであり、町民の皆さんが安心して効率的に接種できるようワクチン接種の意向確認調査を行いながら接種の機会を積極的に確保してきたところであります。現在のワクチン接種は、生後6か月以上の全ての方を対象にオミクロン株XBB.1系統に対応したワクチンを接種する令和5年秋開始接種を実施しており、今月1日現在のオミクロン株XBB.1.5対応ワクチンの接種状況は12歳以上が2,059人、1月1日付の総人口に対する割合は44.2%であります。そのうち65歳以上が1,315人で、65.3%の方が接種を終えたところであります。これまで約2年10か月間の期間に実施してきた全額公費によるワクチン接種、これは無料接種であります。国が定めた特例臨時接種期間の終了日であります今月31日をもって終了いたします。この間、最も多い方で7回のワクチン接種を行い、集団接種、個別接種を合わせて生後6か月以上の町民、延べ2万1,880人のワクチン接種を行っ

てまいりましたが、これまで大きな混乱もなく実施できたのも皆様のご理解とご協力があったからであります。4月1日以降も新型コロナウイルスワクチンの接種は、個人の判断で接種可能となりますが、その費用は有料となります。また、国の方針により重症化を減らすことを目的として65歳以上の方などを対象に限定した定期接種を秋から冬に実施することとしておりますが、現時点におきまして具体的な内容についてはまだ未定となっております。今後使用するワクチンや接種費用などの詳細が決まり次第、接種を希望する皆さんが安心して接種することができるよう、しっかりと周知を行いながら対応してまいります。

行政報告は以上4点でございます。

○議長（後藤篤人君） 次に、教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（石井 洋君） 令和5年第4回定例会以降の教育行政諸般につきまして4点ご報告申し上げます。

第1点目は、令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果についてであります。この調査は、調査結果を基にして学校の教育活動全体を通じた体力の向上に関する指導の工夫や改善を進めることを目的とし、毎年全国の小学校5年生と中学校2年生を対象として実施され、このほど調査結果が公表されたところであります。調査内容は、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走または20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びの小中学校共通実技のほか、小学校ではソフトボール投げ、中学校ではハンドボール投げの計8種目の実技テストに加え、運動習慣に関わる質問調査となっております。その調査結果であります。全国の体力合計点については令和4年度と比べ回復傾向ではありますが、令和元年度のコロナ以前の水準には至っておらず、また回復の度合いには男女差があります。運動意識について、小中学校男子でコロナ以前より高まっていますが、小中学校女子は戻っていない状況であります。また、肥満の割合や睡眠時間は令和4年度に比べ顕著な回復傾向が見られていますが、朝食の欠食やスマートフォン、ゲーム機等の視聴時間についてはコロナ前から引き続き増加が続いております。次に、当町の結果についてであります。令和4年度との対比では、小学生男子は0.5ポイント、小学生女子は2.0ポイント上昇していますが、中学生男子は2.9ポイント、中学生女子が2.8ポイント低下を示しております。全国平均との対比では、一部の種目で全国平均を上回るものもありますが、体力合計点では小中学校男女ともに全国平均を下回る結果となっております。また、当町においても国の傾向と同様、運動意識について男女差があり、令和4年度と比べ肥満傾向の児童生徒は少なくなりましたが、朝食の欠食やスマートフォン、ゲーム機等の視聴時間については全国平均と比べると多い状況となっております。この調査結果を踏まえ、今後も体育の授業等において体力づくりを行うとともに、朝食をきちんと取り、元気に1日の生活が始められる規則正しい生活習慣の定着を図ることが重要であると考えているところであります。

第2点目は、令和6年3月中学校卒業予定者の進路状況についてであります。今年3月

の由仁中学校卒業予定者は28名全員が高等学校への進学を希望しております。出願先の状況につきましては、公立高校には管内の岩見沢緑陵高校に9名、岩見沢農業高校に5名、長沼高校に2名、栗山高校、岩見沢西高校にそれぞれ1名、管外の千歳高校に2名、苫小牧西高校、有朋高校にそれぞれ1名の計22名が出願しております。また、私立高校には、札幌日大高校に3名、とわの森三愛高校に2名、飛鳥未来高校に1名の計6名が出願しております。なお、公立高校の推薦入試と私立高校の入試はもう既に実施されておりますが、公立高校の一般入試は本日が学力検査、明日は面接が実施され、合格発表は3月18日に予定されております。

第3点目は、小中一貫教育の取組についてであります。令和2年度から義務教育9年間を通して学校、家庭、地域と一緒に子供たちを育てていくことを目的とし、小中一貫教育を進めておりますが、12月19日に中学校の数学担当の教員が小学校に出向き、6年生に対して中学1年数学の入門的な授業を実施いたしました。2回目の授業は3月中旬に行う予定であります。また、2月16日は中学校の新入生入学説明会に合わせ、小学校6年生が一日体験入学を実施したところであります。令和5年度は新型コロナウイルス感染症がインフルエンザ同様5類に移行したことから、多くの取組を行うことができたところであります。

第4点目は、教育関係行事についてであります。社会教育関係行事であります。由仁の子供たちが日頃経験することのないスポーツ体験を通し、交流を深め、スポーツの振興を図ることを目的として2月4日、由仁町スポーツ少年団本部主催のスポーツ交流会が行われ、町内のスポーツ少年団員16名が参加しました。4年ぶりの開催となった交流会は、立命館慶祥高校ラグビー部の学生の協力を得て、パスの練習やミニゲームなどを行ったところであります。

教育行政報告は、以上4点でございます。

○議長（後藤篤人君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 総務産業常任委員会報告第1号及び日程第6 総務産業常任委員会報告第2号

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

日程第5、総務産業常任委員会報告第1号（令和6年第2回臨時会議案第1号） 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第6、総務産業常任委員会報告第2号（令和6年第2回臨時会議案第2号） 第七次由仁町総合計画基本構想については、総務産業常任委員会に付託し、審査をお願いしていたところでありますが、両議案ともに審査が終了した旨の報告が議長の下に来ておりますことから、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会報告第1号及び第2号を一括議題とすることとし、両議案に係る報告を一括で受けた後、それぞれの議案ごとに審議を進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、総務産業常任委員会報告第1号及び日程第6、総務産業常任委員会報告第2号を一括議題といたします。

総務産業常任委員会報告第1号及び第2号に関する委員長の報告を求めます。

佐藤君

○6番(佐藤英司君) 令和6年2月9日開会の由仁町議会第2回臨時会において当委員会に付託された事件については2月9日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました。その審査結果を由仁町議会会議規則第77条の規定により次のとおり報告いたします。

事件番号、令和6年第2回臨時会議案第1号、件名、由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

事件番号、令和6年第2回臨時会議案第2号、件名、第七次由仁町総合計画基本構想について。

審査の結果、上記原案を可決いたします。

以上で報告を終わります。

○議長(後藤篤人君) 委員長の報告が終わりました。

総務産業常任委員会報告第1号及び第2号は、会議規則等運用例第46条の規定により質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから総務産業常任委員会報告第1号(令和6年第2回臨時会議案第1号) 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 討論はないものと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

総務産業常任委員会報告第1号(令和6年第2回臨時会議案第1号) 由仁町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（後藤篤人君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

引き続き総務産業常任委員会報告第2号（令和6年第2回臨時会議案第2号） 第七次由仁町総合計画基本構想についての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 討論はないものと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

総務産業常任委員会報告第2号（令和6年第2回臨時会議案第2号） 第七次由仁町総合計画基本構想について、委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（後藤篤人君） 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第7、議案第1号 令和5年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 令和5年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では企業版ふるさと納税の増加に伴う積立金の増額及び施設園芸生産基盤緊急支援事業費の計上並びに事業費などの確定に伴う予算整理などで、歳入では町民税及び地方交付税の増額並びに事業費確定に伴う補助金の整理などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤君

○6番（佐藤英司君）　ちょっとお伺いしたいのですが、先ほどの説明で中型免許を取るのに34万円、これは町職員のということでございましたけれども、ちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。

○議長（後藤篤人君）　副町長

○副町長（田中利行君）　佐藤議員の質問にお答えをいたします。

まずは、今ユンニの湯でバスを運行して三川から由仁を回って、そしてユンニの湯に届けているバスを運行しております。そのバスがまずは老朽化になったこと、それと職員が高齢化になったことで、今年の4月1日からそのバスの運行をやめたいという申出がありました。この事業をやめるわけにはいきませんので、ちょっと今は1週間に3回、運行をしておりますけれども、どうしても人の都合上、週2回に減らす今予定しております。そして、その足を確保するために、ユンニの湯ではバスがないので、一応10人乗りのワゴン車があるということですので、それをまず活用をして由仁の人方を運びます。大体1回運ぶのに、その日によりまして、大体14人なのです。そうすると、まずはそのバスを、1台で乗れませんので、今度は町のバスというか、公用車で三川の人方をユンニの湯まで運ぶという事業を今回やりたいと。そして、その運転手の方も自衛隊OBの方を職員として採用して、その人方にバスの運行あるいはデマンドバスで今やっていますけれども、由仁ハイヤーで対応できないときに職員が走っている状況です。そんなこともありまして、運転手として確保しておかなければ、例えばコロナだとか、あとはインフルエンザになって、どうしても運転できないということもありますので、一応この金額については限定解除を2人と新たに取るのが1人という形で、予算上は今のところ3名程度取っておいて、そういう不測の事態に対して対応できるように一応今のうちから免許を取得しておきたいという、そういう考えであります。

○議長（後藤篤人君）　佐藤君

○6番（佐藤英司君）　副町長の話はよく分かったのですが、今そのバスが1週間に2回になった。それで運転手さんを、地域活性隊か何かで採用するということかどうか分からないのだけれども、その人たちが中型免許で乗ってバスが走っていますよと。もし万が一ぶつけたとか、俺は誰もやらぬと思うのだけれども、そういうときの保険の対応や何かはしっかりとされているのですね。それを聞きたいのですけれども。

○議長（後藤篤人君）　副町長

○副町長（田中利行君）　まずは、その運転手、町職員がやる場合については、その車両についてもきちんと保険は入っておりますので、それは問題ないと。もう一台のユニの湯については、それも運行の一部として、それはユニの湯が当然運転手と車両をユニの湯から借りるというか、そこでやりますので、それはユニの湯が対応するというふうになっております。

○議長（後藤篤人君）　そのほか質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君）　質疑はないものと認めます。

　討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君）　ご異議なしと認めます。

　これから採決を行います。

　議案第1号　令和5年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君）　ご異議なしと認めます。

　よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8　議案第2号

○議長（後藤篤人君）　日程第8、議案第2号　令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

　町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

　町長

○町長（松村　諭君）　議案第2号　令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

　このたびの補正は、歳出では保険給付費及び保健事業費の減額などで、歳入では国民健康保険税及び道支出金の減額などが主なものであります。

　なお、このたびの補正予算案につきましては、去る2月20日に開催されました由仁町国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

　内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを

申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 令和5年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第9 議案第3号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議案第3号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では修繕料の増額及び事業費などの確定に伴う予算整理で、歳入では補償費及び町債の減額並びに使用料の増額などが主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和5年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（後藤篤人君） 日程第10、議案第4号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会

計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険給付費及び地域支援事業費の減額並びに基金積立金の増額などで、歳入では保険給付費及び地域支援事業費の減額に伴う負担金及び交付金並びに繰入金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和5年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（後藤篤人君） 日程第11、議案第5号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、事業費などの確定に伴う予算整理が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和5年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（「暫時休憩をお願いします」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 07 分

再開 午前 11 時 08 分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第 12 議案第 6 号

○議長（後藤篤人君） 日程第 12、議案第 6 号 令和 5 年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 6 号 令和 5 年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では医薬材料費の増額及び人件費などの予算整理で、歳入では診療収入及び一般会計繰入金並びに町債の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 診療所事務長

○診療所事務長（桐越佳世君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和5年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第7号

○議長(後藤篤人君) 日程第13、議案第7号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第7号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では人件費などの予算整理で、歳入ではサービス収入の減額及び一般会計繰入金が増額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(桐越佳世君)

「記載省略」

○議長(後藤篤人君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和5年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 令和6年度町政執行方針

○議長（後藤篤人君） 日程第14、令和6年度町政執行方針を上程いたします。

町長から町政執行方針を行っていただきます。

町長

○町長（松村 諭君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 町政執行方針に対しての質疑は、一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承願います。

◎日程第15 令和6年度教育行政執行方針

○議長（後藤篤人君） 日程第15、令和6年度教育行政執行方針を上程いたします。

教育長から教育行政執行方針を行っていただきます。

教育長

○教育長（石井 洋君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 教育行政執行方針に対しての質疑についても一般質問に含めて行うことといたしますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時30分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第16 議案第8号

○議長（後藤篤人君） 日程第16、議案第8号 由仁町中小企業等振興基本条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 由仁町中小企業等振興基本条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、中小企業等が当町の経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業等の持続的な成長及び発展、地域経済の活性化を図るため、基本理念及び施策の基本となる事項などを定めようとするものであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 産業振興課長

○産業振興課長（関澤和之君） 議案第8号 由仁町中小企業等振興基本条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例の制定は、国において平成26年度に制定された小規模企業振興基本法、北海道において平成28年度に制定された北海道小規模企業振興条例の趣旨や当町において町内事業者の9割以上を占める中小企業者及び小規模企業者が当町経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、町全体で中小企業等の振興を図り、地域経済の活性化、町民生活の向上に資することを目的とした基本理念と町、中小企業等、商工会、町民等、関係者、それぞれの責務及び施策の基本となる事項等を定めようとするものでございます。

それでは、条例案の説明をいたしますので、議案書の15ページをお開き願います。由仁町中小企業等振興基本条例。

第1条は目的であります。中小企業等の振興に関し、基本理念を定めるとともに、町の責務並びに中小企業者等、商工会及び町民等の役割、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進することで地域経済の活性化及び町民生活の向上に資することを目的とすることを規定しております。

第2条は定義であります。

16ページをお開き願います。第3条は基本理念であります。基本理念として、中小企業等の振興は、中小企業等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重し、中小企業等の成長発展及びその持続的発展が図られることを旨として推進することを規定しております。

第4条は町の責務であります。町は、中小企業者等の振興に関する施策を総合的に策定し、実施すること。また、中小企業等が豊かな地域社会づくりに貢献していることについ

て、町民等への理解を深めるよう努めなければならないこと。さらに、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、中小企業者等の受注機会の確保に努めなければならないことを規定しております。

第5条は中小企業者等の役割であります。中小企業者等は、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めること、また商工会への加入に努めること、さらに安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めることを規定しております。

第6条は商工会の役割であります。商工会は、中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業等の振興に関する施策の実施について協力することを規定しております。

17ページをお開き願います。第7条は町民等の役割であります。町民等は、中小企業等の健全な発展に協力するよう努めることを規定しております。

第8条は基本的施策です。基本的施策としては、町は中小企業等の経営の向上及び改善を図るため、第1号から第7号までの施策を講ずるよう努めることを規定しております。

第9条は施策の検証です。町は、施策の検証に当たっては関係機関に意見を聞くことを規定しております。

第10条は財政上の措置です。町は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずることを規定しております。

第11条は委任であります。条例に関し必要な事項は、町長が別に定めることについて規定しております。

最後に、附則であります。この条例は、令和6年4月1日から施行しようとするものです。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 由仁町中小企業等振興基本条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 9 号

○議長（後藤篤人君） 日程第 17、議案第 9 号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 9 号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第 9 号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、令和 5 年 6 月 9 日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、この法律に規定されていた別表第 2 が廃止されたことに伴い、関連する規定を改正しようとするものであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、議案第 9 号資料、新旧対照表の 1 ページを御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第 2 条は、第 5 号に特定個人番号利用事務、第 6 号に利用特定個人情報の用語の意義を新たに加えようとするものでありますが、いずれも法別表第 2 が廃止されたことに伴い、規定をするものであります。

第 4 条第 1 項及び第 3 項の改正につきましても、法別表第 2 の廃止に伴う所要の改正であります。

2 ページを御覧ください。附則として、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 由仁町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第18 議案第10号

○議長（後藤篤人君） 日程第18、議案第10号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第10号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例において、新たな職の区分として運転専門職を設けることに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第10号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、これまでスクールバスの運転手の給料は規則で定めていたものを新たに条例で規定しようとするものであります。加えて、現在町で実施しておりますデマンドバスの代替運転手は職員が対応していること、また今後検討していくデマンドタクシーのエリア拡大、さらには現在衛生環境確保対策としてユニニの湯バス運行事業に対し助成を行っているところでありますが、来年度からは一部町が実施をしていくことから、今後は町で運転業務を行う機会が多く見込まれ、運転手の確保も必要となります。このようなことから、運転業務を主として行う会計年度任用職員の新たな採用も予定しており、このたび条例に運転専門職の区分を設けようとするものであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、議案第10号資料、新旧対照表の1ページを御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

改正の内容は、別表2級の専門職の職の区分に運転専門職を新たに設け、標準的な職務内容として中型自動車免許または大型自動車免許の資格を要する業務の従事者及びその他前号に類する職として任命権者が認める職務に従事する者を新たに加えようとするものであります。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 11 号

○議長（後藤篤人君） 日程第 19、議案第 11 号 公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 11 号 公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、今後の公共施設の管理を円滑に推進する観点から、基金の処分に当たって現在は建設に要する費用しか財源として充当できないものを改修に要する費用にも充当することができるよう条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第 11 号 公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

老朽化した公共施設の改修や突発的な修繕に係る費用は、今後の収支不足の大きな要因となり得ます。こういったことに対応するため、年度間の財政不均衡を調整できる仕組みづくりを目的として、条例の設置の目的及び処分については、これまで公共施設の建設に限定をしておりましたが、建設に限定せず、改修においても基金を利用、活用できるよう所要の改正をしようとするものであります。

それでは、内容の説明をいたしますので、議案第 11 号資料、新旧対照表の 1 ページを御覧ください。右側が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第 1 条に「及び改修」、第 6 条に「又は改修」を加え、改修時においても基金を充当できるようにしようとするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 公共施設建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第12号

○議長(後藤篤人君) 日程第20、議案第12号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第12号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 保健福祉課長

○保健福祉課長(野島 健君) 議案第12号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、施設の重要事項の掲示に係る規定等と電磁的方法により書類を提供する場合の方法を定めた規定を変更する必要があるため、必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第12号資料を御覧願います。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第23条は掲示の規定で、特定教育・保育施設の重要事項について、これまでの書面掲示に加え、インターネットを利用して公共の閲覧に供しなければならないこととするため、見出しを「（掲示等）」に改め、第23条を改正案のとおり改めようとするものであります。

第53条は電磁的記録等の規定で、次のページをお開き願います。特定教育・保育施設等が電磁的方法により書面等を提供する場合の方法について、技術、中立性を明らかにする観点から、第2項第2号を改正案のとおり、媒体の種類を示さない電磁的記録媒体に改めようとするものであります。

附則であります。この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 由仁町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第13号

○議長（後藤篤人君） 日程第21、議案第13号 由仁っ子医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第１３号 由仁っ子医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、子育て支援を強化するため、条例の一部を改正しようとするものです。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（中道康彦君） 議案第１３号 由仁っ子医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

このたびの改正は、助成対象年齢を拡大するため、条例の一部について所要の改正を行うとするものであります。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますので、議案第１３号資料を御覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。

第２条は用語の定義で、助成対象である由仁っ子の定義の規定中「満１５歳に達する日」を「満１８歳に達する日」に改めようとするものであります。

附則であります、第１項は施行期日で、この条例は令和６年１０月１日から施行しようとするものであります。

第２項は経過措置で、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとするものであります。

第３項は準備行為で、対象者の認定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができるものとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第１３号 由仁っ子医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

ては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第１４号

○議長（後藤篤人君） 日程第２２、議案第１４号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第１４号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、緊急通報装置設置事業において設置対象者を拡充するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第１４号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、本条例に規定しております緊急通報装置設置事業に係る対象者について改正しようとするものであります。

緊急通報装置設置事業につきましては、これまでおおむね６５歳以上の一人暮らしの方で要介護認定を受けた方や身体障害者手帳の交付を受けた方など一定の要件を満たした方を対象に設置を行ってきましたが、高齢になっても住み慣れた自宅で安心して暮らすことができるよう、新たにおおむね８０歳以上の高齢者世帯を対象者として加えるため、対象者の基準を見直すことから必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第１４号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第３条第１項第８号は、緊急通報装置設置事業者の対象者の規定で、設置対象者の拡充による改正と併せて既に設置対象としている事業の対象者を改正案のとおりアとして列記するものであります。（ア）は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受け、１級、２級または３級で心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能障害に該当する者、（イ）は知的障害者であって療育手帳制度要綱に規定する手帳の交付を受けた者、（ウ）は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する手帳の交付を受けた者、（エ）は障害者の日常生活及び社会生活を

総合的に支援するための法律、障害者総合支援法の規定に基づく障害支援区分2以上の認定を受けた者、（オ）は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する特殊な難病患者、次のページをお開き願います。（カ）は、介護保険法に規定する要介護または要支援2に該当する者、（キ）は慢性の発作性疾患がある、または病状が不安定であって、急性憎悪の可能性が高いと医師が認める者、（ク）は緊急時の意思疎通が困難であると認められる者であります。

このたび新たに拡充する対象者につきましては、イとして世帯全員がおおむね80歳以上の者であって別に定める基準に該当する者、ウとして心身機能の症状がアに定める者と同程度以上と認められる者であって町長が必要と認める者を新たに該当する者とし、対象者として加えようとするものであります。

第9号は、前号アの（ウ）におきまして、条文の文中に略称定義を定めたことによる改正であります。

附則であります、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。  
以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号 由仁町地域福祉支援事業条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第15号

○議長（後藤篤人君） 日程第23、議案第15号 由仁町指定地域密着型サービスの事

業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第15号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、条例の基準であります厚生労働省令の一部改正が公布されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（野島 健君） 議案第15号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

本条例につきましては、まず第1条といたしまして由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部改正を、第2条といたしまして由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正を、第3条といたしまして由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正を、第4条といたしまして由仁町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の以上4つの条例の一部改正で構成されており、それぞれ基準となります厚生労働省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

それでは、改正の内容について説明いたしますので、議案第15号資料1、由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例案説明資料を御覧願います。

資料は1ページ目になります。まず、この説明資料の構成といたしまして、改正内容が先ほど申し上げました4つの条例の一部改正におきまして同様の内容であるものにつきましては共通改正項目として、それ以外の改正につきましては個別改正項目として整理をしたところであります。

それでは、第1条関係、由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部改正の概要であります。

先に共通改正項目の4点につきまして説明をいたします。共通改正項目の1点目は、電磁的記録媒体の見直しで、第9条におきまして磁気ディスクやCD-ROMといった特定の媒体から媒体の種類を示さない電磁的記録媒体に改正するものであります。

次に、2点目の身体的拘束の具体的取扱方針につきましては、第24条から第197条

におきまして利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束を行ってはならないこと、身体的拘束等を行う場合には、その状況や理由等の記録を義務づけるための改正であります。

2 ページをお開き願います。3 点目の掲示方法につきましては、第 3 4 条におきまして事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規定の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけるための改正であります。

共通改正項目の最後、4 点目の記録の整備につきましては、第 4 2 条から第 2 0 1 条におきまして、身体的拘束等を行った場合は容体や時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、5 年間保存する旨規定を改正するものであります。このほか法律等の改正に伴う引用条項や用語の改正につきましても説明を割愛させていただきます。

続きまして、個別改正項目につきましてご説明をいたします。従業者の員数につきましては、指定介護療養型医療施設の廃止決定後の経過措置期間の終了に伴い、第 6 条、第 4 7 条、第 8 2 条、第 1 3 0 条、第 1 5 1 条、第 1 9 1 条の規定から、それぞれ指定介護療養型医療施設を削除するものであり、第 1 3 0 条の指定地域密着型特定施設入所者生活介護事業所においては、見守り機器等の活用及び職員間の適切な役割分担の取組等により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる特定施設について、人員配置基準を特例的な柔軟化の規定を追加するものであります。

次の管理者につきましては、第 4 8 条から第 1 9 2 条のそれぞれの事業所の管理者の責務について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理上支障がなく、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても職務に受持することができる旨、規定を改正するものであります。管理者による管理につきましては、第 1 2 1 条におきまして、共同生活住居の管理者の兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たし、管理上支障がない場合には同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても管理することができる旨、規定を改正するものであります。介護サービスの質の確保等を検討するための委員会の設置につきましては、第 1 0 6 条の 2 を新たに追加し、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で事業所の状況に応じて利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づける旨の規定を追加するものであります。

3 ページをお開き願います。協力医療機関につきましては、第 1 2 5 条、第 1 4 7 条、第 1 7 2 条におきまして、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、入所者の病状が急変した場合等において医師または看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること、入所者の病状の急変が生じた場合等において当該施設の医師または協力医療機関、その他の医療機関の医師が診療を行い、

入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していることなどの要件を満たす協力医療機関を定める旨の規定を追加するものであります。緊急時の対応につきましては、第165条の2におきまして介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける旨の規定を追加するものであります。勤務体制の確保につきましては、第187条におきましてユニットケアの質向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者はユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならない旨の規定を追加するものであります。

4ページをお開き願います。次に、第2条関係、由仁町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正の概要であります。共通改正項目につきましては、先ほど申し上げましたとおり、第1条関係から第4条関係まで共通の改正内容でありますので、説明は割愛をさせていただきます。

5ページをお開き願います。第2条関係の個別改正項目につきましては管理者、第6条、第10条、第72条と従業者の員数、第44条につきましては第1条関係の個別改正項目の説明と重複いたしますので、こちらにつきましても説明は割愛をさせていただきます。身体的拘束等の禁止につきましては、第53条におきまして共通改正項目の身体的拘束の具体的取扱方針とは別に、身体的拘束等の適正化のための措置として検討委員会を設置し、3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員をはじめとする従業員に周知徹底を図るほか、指針の整備、研修の実施を義務づける旨の規定を追加するものであります。

次の介護サービスの質の確保等を検討するための委員会の設置、第63条の2、管理者による管理、第79条、協力医療機関、第83条につきましても第1条関係の個別改正項目の説明と重複いたしますので、こちらにつきましても説明を割愛させていただきます。

6ページをお開き願います。第3条関係、由仁町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部改正の概要であります。共通改正項目につきましては、先ほど申し上げましたとおり、第1条関係から第4条関係まで共通の改正内容でありますので、説明は割愛をさせていただきます。

7ページをお開き願います。第3条関係の個別改正項目につきましては従業者の員数、第3条につきましては第1条関係、第2条関係の個別改正項目の説明と重複いたしますので、こちらにつきましても説明は割愛をさせていただきます。

次の管理者につきましては、第4条におきまして居宅介護支援事業者におきましても介護予防支援事業者の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となりますが、その場合の管理者については主任介護支援専門員でならない旨の規定を追加するものであります。内容の手続の説明及び同意につきましては、第5条におきまして指定介護予防支援事業者がサービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者の希望に基づき作成された計画であ

ることなどを利用者またはその家族に対して説明することを義務づける旨、規定を改正するものであります。利用者の受領につきましては、第11条におきまして利用者の選定により通常の事業実施区域外の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、あらかじめ利用者またはその家族に対してサービスの内容と交通費を含めた費用について説明を行い、同意を得ることにより移動等に要した交通費の支払いを受けることができる旨の規定を追加するものであります。訪問の緩和につきましては、第31条におきまして利用者の同意とサービス担当者会議等において主治医、担当者、その他の関係者の合意を得ることにより、少なくとも3か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは利用者の居宅を訪問しない月においてテレビ電話装置等を活用したモニタリング、面談を行うことを可能とする旨の規定を追加するものであります。

8ページをお開き願います。第4条関係、由仁町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の概要であります。共通改正項目、個別改正項目につきましては、第1条関係から第3条関係まで共通の改正内容でありますので、説明は割愛をさせていただきます。

説明資料による説明は以上でございます。

なお、議案第15号議案資料の1、新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

議案書の55ページをお開き願います。附則であります。第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行しようとするものであります。ただし、第1条関係から第4条関係の共通改正項目として説明いたしました揭示方法、重要事項の書面揭示規制の見直しにつきましては令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

56ページをお開き願います。第2項は身体的拘束等の適正化に係る経過措置で、第1条関係から第2条関係の共通改正項目として説明いたしました身体的拘束の具体的取扱方針のうち、新条例に規定いたします身体的拘束等の適正化に係る義務規定につきましては令和7年3月31日までの間は努力義務規定とする経過措置であります。

第3項の利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置、57ページを御覧願います。第4項の協力医療機関との連携に関する経過措置は、いずれも第1条関係の規定で、新条例の規定におきまして、それぞれ義務規定とされている関係規定につきましては、令和9年3月31日までの間は努力義務規定とする経過措置であります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号 由仁町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第16号

○議長（後藤篤人君） 日程第24、議案第16号 由仁町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第16号 由仁町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、課税免除等に係る地方税の減収補填措置が3年間延長となったことに伴い、条例の終期を延長しようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 地域活性課長

○地域活性課長（青山裕志君） 議案第16号 由仁町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

本条例は、町内に事業用設備の取得などを行う企業に対し、固定資産税の減免、水道使用料及び農業集落排水施設使用料の助成措置を行うことにより、企業立地の促進及び雇用の促進を図ろうとするものであります。

このたびの改正は、減免した固定資産税分の75%が地方交付税で補填される地方税の減収補填措置が3年間延長されたことに伴いまして、本条例による支援についても同じく3年間延長しようとするものであります。

改正内容の説明は新旧対照表で行いますので、議案第16号資料を御覧ください。表の

右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

附則第２項中「令和６年３月３１日」とあるのを「令和９年３月３１日」に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第１６号 由仁町企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第２５ 議案第１７号

○議長（後藤篤人君） 日程第２５、議案第１７号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第１７号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、水道法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君） 議案第17号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため水道法が一部改正されたことに伴い、厚生労働大臣等の語を引用している条例について改正するものであります。

内容につきましては、議案第17号資料で説明いたしますので、御覧ください。新旧対照表の右が現行、左が改正案です。

第1条関係は、由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例で、第4条第6号の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものであります。

第2条関係は、由仁町水道事業給水条例で、第4条第1項の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に、2ページを御覧ください。第6条第2項のただし書き、第33条第2項のただし書き、第36条第1号の「厚生労働省令」をそれぞれ「国土交通省令」に改めるものであります。

附則としまして、第1項は施行期日で、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

3ページを御覧ください。第2項は経過措置で、この条例の施行の際現に水道技術管理者となる資格を有する者は、第1条の規定による改正後の由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号に規定する水道技術管理者となる資格を有する者とみなすこととするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号 由仁町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例及び由仁町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時35分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第26 議案第18号ないし日程第33 議案第25号

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

日程第26、議案第18号から日程第33、議案第25号までの令和6年度由仁町各会計予算については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、一括議題とすることに決定いたしました。

日程第26、議案第18号から日程第33、議案第25号までを一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました各議案の提案の理由を申し上げます。

議案第18号から議案第25号までの令和6年度各会計予算につきましては、さきに申し上げました令和6年度町政執行方針及び教育行政執行方針に基づき、それぞれの予算を計上したところであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 以上をもちまして提案理由及び内容の説明が終わりました。  
各会計予算に対する大綱質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

◎予算審査特別委員会の設置

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

ただいま一括議題となりました議案第18号から議案第25号までを会議規則第39条の規定により、議長を除く8名で構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号から議案第25号までを議長を除く8名で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の指名については、由仁町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、委員の指名は議長において行いますので、その結果を事務局長から発表させます。

○事務局長（泉 陵平君） 発表いたします。

議席順に申し上げます。1番、浮田孝雄議員、2番、加藤重夫議員、3番、東貴之議員、4番、大畠敏弘議員、5番、野市裕司議員、6番、佐藤英司議員、7番、中村隆浩議員、8番、早坂寿博議員。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） ただいまの指名についてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8名の議員を予算審査特別委員会の委員に決定いたしました。

休憩いたしますので、休憩中に特別委員会の委員長及び副委員長を選出し、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時11分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出

○議長（後藤篤人君） 休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選出が行われ、その結果、委員長に佐藤君、副委員長に加藤君であります。

予算審査特別委員会は、付託となった議案第18号から議案第25号までの令和6年度由仁町各会計予算について会期中に審査を終え、本定例会に報告願います。

◎日程第34 議案第26号

○議長（後藤篤人君） 日程第34、議案第26号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第26号 財産の無償貸付けについて、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、JFEエンジニアリング株式会社が行う森林整備に伴い、町有地を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 総務課長

○総務課長（河合高弘君） 議案第26号 財産の無償貸付けについて内容の説明をいた

します。

このたびJ F Eエンジニアリング株式会社が町内で実施する再生可能エネルギーに関する実証事業は、当町が推進しようとする脱炭素の取組及び新たな地域活性化の取組にも資するものと考えられることから、町有地を無償で貸し付けようとするものであります。

議案書79ページを御覧ください。議案第26号資料も併せて御覧をいただきたいと思います。

1、貸付けする土地の所在、地目及び地積は、由仁町伏見89番地ほか32筆、地目は山林ほか、地積は54万5,093平方メートルであります。

貸付けの相手方は、東京都千代田区内幸町2丁目2番3号、J F Eエンジニアリング株式会社代表取締役社長、大下元です。

貸付けの期間は、J F Eエンジニアリング株式会社が実施する実証期間とすることから、令和6年4月1日から令和10年3月31日までといたします。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号 財産の無償貸付けについては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎延会の議決

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日6日から3月13日まで休会とし、3月14日に

本会議を開くこととして、本日はこれで延会をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(後藤篤人君) 皆さんに連絡します。

3月14日の開議時間は午前9時30分からといたしますので、時間までにご参集願います。

ご苦労さまでした。

◎延会 午後 3時15分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

4 番 議 員 大 畠 敏 弘

5 番 議 員 野 市 裕 司